

横浜市中スポーツセンター 第5期指定管理者 公募要項等の内容に関する質問及び回答一覧

No.	資料名	頁	項目	質問	回答
1	公募要項	P3	(4)ア職員配置	開館時間中は、常時4名以上の職員体制とすることありますが、常勤・非常勤・外部委託スタッフの種別は問わないという認識で良いでしょうか。 また、基本開館時間外を営業する場合も、同様の職員体制とする必要がありますでしょうか。	職員体制について、常勤・非常勤の種別は問いませんが、運営に支障が生じることのないよう曜日や時間帯に応じた職員の配置を適切に行ってください。 また、基本開館時間外の職員体制につきまして、基本的には開館時間内と同様の体制を想定しておりますが、運営に支障がない範囲でご判断ください。
2	公募要項	P6	(4)コ管理口座	管理口座について、「1施設当たり1口座を原則とします」と記載がございますが、弊団体は会計システムにより、各施設の事業区分ごとに収入と支出を明確に分けて適切に管理を行っています。この場合、1施設に1口座を設けなくてもよろしいでしょうか。	会計の透明性の観点から、「1施設当たり1口座を原則」とします。ただし、やむをえない事情により、1施設当たり1口座とすることができない場合は、施設毎の収支管理を徹底していただくことを条件として認めることも可能です。その場合は、区と協議することとします。
3	業務の基準	P9	(9)スポーツ教室等の提供	書道や工作などの文化系のプログラムサービスを提供する場合、スポーツ教室等に含まれ指定管理事業としてよいのでしょうか。それとも自主事業となるのでしょうか。	ご認識のとおりスポーツ教室等に含まれ指定管理事業として扱います。
4	業務の基準	P18	(3)備品台帳	指定管理者制度における実務手引き、P29「(2) 消耗品の管理」に、「取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。」と記載がございます。 備品・消耗品の取得価格の基準があればお示ください	備品・消耗品の取得価格の基準はございません。 備品と消耗品の区分は、その物品の性質や使用できる期間の長短を優先して判断することとし、その性質又は形状を変ずることなく、相当長期間(1年以上)にわたり使用できるものを備品とします。 ただし、取得価格(消費税込・付随費用を含む。)が10万円未満の物品は、備品の性質を有していても消耗品として扱うことが可能です。